

川口市立高等学校 令和８年度入学生徒のマリン実習仕様書

1 業務の名称

川口市立高等学校 令和８年度入学生徒のマリン実習企画提案及び実施業務

2 業務の期間

契約の日から令和１０年２月２９日まで

3 業務の概要

- (1) 旅行中の全体計画（行程表）の作成と実施（添乗を含む）
- (2) 旅行中の宿泊施設、移動手段及び訪問施設等の確保
- (3) マリン実習（ライセンス取得）プログラム等の企画・運営及び現地での運営体制の確保及び運営サポート
- (4) 事業実施中に係る危機管理全般、トラブル等への対応・処理及び相談
- (5) 事業実施に係る諸手続及び清算業務等
- (6) 教職員及び生徒、保護者への事前説明及び各種資料の作成・提供
- (7) 旅行中の参加者の一般的な安全確保及び健康管理

4 業務の条件

- (1) 対象学年
令和８年度入学生徒（２年次に実施）
- (2) 旅行期日
令和９年１１月２４日（水）から１１月２８日（日）の５日間
- (3) 旅行日数
旅行日数は４泊５日（ホテル泊）とする。
- (4) 目的地
沖縄県方面
- (5) 予定人数
８７人（スポーツ科学コース生徒 ２クラス８０人、引率教員７人） ※予定
- (6) 費用
業務の遂行に必要な適正額とし、特に上限額は定めないが、保護者負担の軽減には十分配慮すること。また、消費税を含めた額として計上すること。
なお、交通費、宿泊費、食事代、ライセンス取得代、指導者配置料金、ライセンス取得に必要な用具等に係る費用や各種保険料などの諸費用及び入館料、消費税、その他、旅行中に係るすべての経費を含むものとする。

5 企画全般について

次に掲げる全ての事項が達成できる企画とすること。

- (1) 本校のマリン実習の目的（「6 目的」参照）が実現できること。
- (2) 「オープン・ウォーター・ダイバー」のダイビングライセンス（以下、Cカード）が取得できる日程であること。なお、学科については、事前に学校の授業内に実施することとする。
- (3) マリン実習の指導者については、生徒がCカードを取得するのに必要な知識・技術等の指導のほか、安全面を考慮した生徒数で実習ができる人数を配置すること。
- (4) 怪我や体調不良の者が発生した場合の緊急対応策（特に救急搬送を要する場合の対応策など）及び企画全般における安全対策を明確に示すこと。
- (5) マリン実習に参加できない生徒に対する体験プログラムを用意すること。その際、体験プログラムの実施場所までの移動方法と時間を考慮するとともに、沖縄の自然や文化等に触れることができ、十分に体験できる時間設定であることが望ましい。
- (6) マリン実習以外の企画として、平和学習と国際通りでの班別自由行動を実施できるようにすること。
- (7) 上記仕様以外に、業者独自の付加価値・サービスを提案すること。

6 目的

- (1) 本校スポーツ科学コースの生徒を対象として、学校における教育活動では体験することができないスキューバダイビングに触れさせる。また、Cカードの取得を目指し、スキューバダイビングの特性や知識及び技能を習得させる。
- (2) 指導者等としてスポーツに携わるための資質向上を図るとともに、生涯にわたってスポーツに関わり親しむ人材を育成する。
- (3) 沖縄戦の歴史や史跡の見学等を通じて、戦争の惨禍を2度と繰り返さない強い決意と世界の平和の情操を身につけさせる。また、国際通りの班別自由行動で沖縄県独自の文化や現地の人々と触れ合う機会を創出する。

7 宿泊施設（ホテル）について

- (1) 旅行者全員の同宿が可能である宿泊施設とすること。
- (2) 安全、衛生、環境が十分に配慮され、良好であり、マークの交付を受けていること。
- (3) 消防法や建築基準などの防火安全基準に適合していること。表示マークの交付を受けていることが望ましい。
- (4) AED（自動体外式除細動器）を備え、緊急時に使用できる状態であること。
- (5) 他校との同宿は、可能な限り避けること。
- (6) 一般客等との同宿によるトラブル等を避けるため、原則として一館一校による占有が望ましい。占有が不可能であり、やむを得ず一般客等と同日利用となる場合には、棟やフロア等で動線及び居室等を明確に区分できる施設を選定すること。

- (7) 男女で棟やフロア等を明確に区分するとともに、生徒が使用する全てのフロアに教員の居室を確保すること。
- (8) 各部屋は安全と健康に配慮され、疲労回復等のための十分な広さと空調設備及び宿泊人数分の寝具を確保すること。
- また、各部屋に宿泊人数分のアメニティ（フェイスタオル、バスタオル、ボディーソープ、シャンプー、リンス、歯ブラシ等）のほか、1台以上のドライヤーを備え付けており、宿泊料に含まれていること。さらに、各部屋にバス、トイレがついていること。
- (9) 客室内の冷蔵庫、電話、テレビ、ビデオ等の機器については使用を制限することが可能であること。
- (10) 禁煙フロア及び客室であることが望ましいが、困難である場合はタバコの臭いが残っていないよう、必ず事前処理をすること。
- (11) タバコ、酒類の自動販売機、遊戯施設及びエレベーターについては、使用制限することが可能であること。
- (12) 食事は1泊3食とし、栄養のバランス、調理方法、衛生面の配慮がなされて、変化に富んだものであり、アスリートを志す高校生の食事として十分な質と量を確保すること。また、地元食材が含まれていることが望ましい。
- 更に、食物アレルギーや宗教上の制約を持つ生徒等に対応した個別メニューの提供が可能であること。
- (13) 食事会場はワンフロア（1室）で全員が一斉にとれ、旅行者全員が集合可能な場所を確保できることが望ましい。
- 施設設備の状況やほかの宿泊客等の状況などを踏まえ、会場の分散や人数制限による分割などの対応を要する場合は、十分な食事時間の確保を最優先した対応とすること。
- (14) 大型バスの駐車場を完備し、駐車場からホテルまでの移動に係る安全性と利便性が確保されていること。ただし、下車完了後に帰庫することは差し支えない。
- (15) 保健室として、別途4室（体調不良者用と発熱者用を区別して男女各1室）の準備が可能であること。
- (16) 生徒が利用する各部屋の利用人数は、当該施設が設定する利用人数以下での利用とした上で、可能な限り少人数での利用が可能となるよう配慮すること。また、引率教職員が利用する各部屋の利用人数は、引率責任者については1名、その他の教職員については2名以下とすること。
- (17) 企画提案時に施設周辺の地図及び施設の平面図及び想定される居室利用計画案を添付すること。特に、他校や一般客が同日利用することが想定される場合は、他校や一般客の居室使用計画等についても明示すること。

8 交通機関について

(1) 航空機

羽田空港から那覇空港間の直行便とし、往路復路ともに分乗でないこと。

特に往路の便については、生徒が自宅（坂戸市、鴻巣市、久喜市までを想定）から羽田空港に集合可能な時間帯に運航する便を確保すること。また、復路の便については、最終日における現地での活動時間を十分確保することを踏まえた上で、羽田空港での解散後、高校生の移動時刻として適切な時刻に帰宅することができる便を確保すること。

(2) 貸切バス

ア 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有する業者のバスであること。

イ 荷物用のトランクを有し、55名が乗車できる大型バスをクラス分（2台）確保すること。

ウ バスガイドの添乗は、学校として特に規定しない。

各提案者の判断によりバスガイド添乗の可否を決定すること。

エ 有料道路代金、駐車料金、バス乗務員経費を旅行費用に含めること。

(3) ゆいレール

班別自由行動の実施に伴い、個別にゆいレールを利用する場合、事前に切符を配布するなど、運賃を旅行費用に含めることが望ましい。旅行費用に含まない場合は「自己負担」と明記し、その旨説明すること。

(4) その他

羽田空港を起点として集合及び解散することとする。自宅と羽田空港の往復に係る費用は「自己負担」とし、旅行費用には含めない。

9 マリン実習について

(1) Cカードを発行することができる団体の資格認定を受けているダイビングショップ等からインストラクター（有資格者）を派遣できるようにすること。また、実習中の指導・支援及び安全管理を行うこと。

(2) 男女別に十分な広さの更衣室及びシャワー施設を確保すること。

(3) 宿泊施設と実習会場の移動時間を短くし、可能な限り生徒の負担を軽減すること。

(4) 実習期間中、荒天等により実習ができなくなった時の代替プログラムの実施を含め、滞在期間中にライセンスの取得ができるよう、現地で柔軟に日程調整等の対応ができるようにすること。

(5) AED（自動体外除細動器）を備え、緊急時に使用できる状態であること。

10 平和学習について

(1) 沖縄の歴史や文化、自然や環境などを十分に感じながら、高校生が見聞するにふさわしい建築、施設、名所、史跡等であること。

- (2) 現地における戦争の歴史を十分に感じることができ、平和に関する意識の高揚を図る目的を十分に達成できる施設及びプログラムを用意すること。
- (3) 安全、衛生等が十分に確保され、学校教育旅行における訪問施設として適切な環境の確保に十分配慮された施設であること。
- (4) 消防法や建築基準法などの法令等に基づく防火安全基準に適合していること。
- (5) AED（自動体外除細動器）を備え、緊急時に使用できる状態であること。
- (6) 入場料、拝観料等が発生する場合は、旅行費用に含めること。

11 班別自由行動について

- (1) ホテルから国際通りまでの移動を含め、沖縄県の文化や現地の人々と触れ合う時間を十分設定するとともに、那覇空港で帰県前の集合・点呼を行える時間設定をすること。
- (2) 班別自由行動中に緊急時の対応が必要となった際に、すぐに対応できる体制を整え、提案すること。

12 各種保険の加入について

- (1) 荒天等による交通網の遮断や行程の変更などに対応可能な旅行保険に加入すること。特に延泊については最大2泊まで対応することとし、緊急時の保護者や教職員の現地派遣にも対応可能なものとする。
- (2) 全行程における事故や怪我等に対応する傷害保険（救援者費用込み）及び施設設備等の汚損・破損等に対応する損害保険に加入すること。
- (3) 上記保険の加入に係る経費は旅行費用に含むこと。

13 その他の条件について

- (1) 添乗員は1名以上とする。また、看護師（現地雇用可）を1名帯同させること。なお、添乗員費用、看護師費用についても旅行費用に含むこと。
- (2) 添乗員リストを添付し、「旅行管理業務を行う主任者証」及び「資格取得者証」の写しを添付すること。
- (3) レンタル携帯電話を2台以上確保し、その費用を旅行費用に含むこと。
- (4) 大型の荷物は事前に学校で集荷し、現地到着時間に合わせて現地で受け取れるように配送すること。また、旅行最終日時に現地で荷物を集荷し、現地から各旅行者の指定する場所に荷物を配送すること。なお、配送に係る費用は旅行費用に含めること。
- (5) 企画料金及び手数料等は旅行費用に含めること。
- (6) マリン実習に関する費用は、受託業者が直接保護者に請求するものとする。ただし、入学時からの毎月の積立または一括払い等、各家庭の状況に応じた支払いができるようにするとともに、事務手続等については、受託業者が行うものとする。
また、支払い状況等については、定期的に学校に報告すること。